

高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の選定結果について

交通局では、地下鉄事業の経営健全化を推進するため、全31駅中烏丸線8駅、東西線9駅の合計17駅において駅職員業務を委託しています。((参考) 資料参照)

このうち、烏丸線8駅に係る駅職員業務の委託について、現行受託事業者との契約期間が令和2年度末に終了することから、令和2年6月から次期受託事業者の公募を行つておりましたが、この度、受託事業者を選定しましたので御報告します。

1 公募概要等**(1) 委託対象駅**

地下鉄烏丸線8駅

(松ヶ崎、北山、鞍馬口、丸太町、五条、九条、十条、くいな橋)

(2) 委託期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(3) 選定方法

「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」に基づき設置している、「京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会（以下「受託者選定委員会」という。）」を開催し、応募事業者から提出された書類を基に、申請者の状況、業務実施計画及び経済性の各審査項目について、受託者選定委員会で定めた選定基準に基づき、審査していただきました。

(受託者選定委員会委員名簿)

(敬称略)

分 野	氏 名	職 業 等
法律	もりた まさゆき 森田 雅之 (委員長)	弁護士
財務・会計	まつわか えりこ 松若 恵理子	公認会計士
お客様接遇	ふるしょう ゆかり 古庄 ゆかり	企業コンサルタント（人材育成専門家）
地下鉄事業者	たなか こういち 田中 耕一	神戸市交通局高速鉄道部駅務統括所長

(受託者選定委員会開催状況)

第1回 令和2年6月10日（水）公募要項、各項目の評価点や係数等の選定基準及び選定方法の決定

第2回 令和2年8月14日（金）応募事業者ヒアリング、審査及び受託事業者の選定

2 応募状況及び受託事業者の選定等

(1) 応募状況

令和2年7月9日（木）に開催した公募に関する説明会及び現場見学会については、3者に参加いただきました。その後、7月27日（月）から応募の受付を行い、最終2者からの応募がありました。

(2) 受託事業者の選定

ア 受託事業者

「一般社団法人京都市交通局協力会」（現行受託者）

イ 選定理由

8月14日（金）の第2回受託者選定委員会において、応募事業者2者に対して提出された書類等を基にヒアリングを行い、審査していただきました。この結果、現行受託者の「一般社団法人京都市交通局協力会」が受託事業者として適当であると判断されました。

交通局では、受託者選定委員会での審査結果を踏まえ、一般社団法人京都市交通局協力会を令和3年4月からの次期受託事業者に決定しました。

(3) 採点方法及び審査結果

ア 採点方法

- ① 第1回受託者選定委員会において、申請事業者の状況、業務実施計画及び経済性の各審査項目について、評価基準、評価点及び係数等を審議のうえ決定していただきました。
- ② 各項目の評価点については、5点、3点、1点、0点、△1点、△2点の6段階を基本とし、これに項目の重要度に応じた係数（4、2、1.5、1）を乗じて得点を算出することとされました。
- ③ 第2回受託者選定委員会において、応募事業者から提出された資料の項目ごとに、評価基準に基づき採点されました。

イ 審査開始前における選定委員の見解等

公募要項では、委託する8駅の1日当たりの配置人員数を、お客様の安全性及び利便性を確保するため必要となる24人としていましたが、非選定事業者から提案された配置人員数は、公募要項で定めた配置人員数から、8駅中6駅で各1人ずつ、計6人少なくした18人でした。

審査に先立ち、受託者選定委員会において、公募要項の記載と異なる非選定事業者からの提案に対し、審査対象とするかどうかの確認が行われ、プロポーザル方式で受託者の選定を行うことから、審査対象として事業者からヒアリングを行い審査が進められました。

また、審査項目のうち財政状況について、公認会計士の委員から、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮したうえで審査する必要があるとして、公募要項で定めた令和元年度までの決算状況だけでなく、応募事業者の直近の財政状況及び今後の収支見通し等の追加資料の提出を求められ、その内容を基に審査いただきました。

ウ 審査結果について

受託者選定委員会による審査結果は、以下のとおりです。

また、それぞれの事業者の審査内容については、別紙のとおりです。

審査項目	各項目の評価点(A)	係数(B)	配点(A×B)	選定事業者 〔一般社団法人 京都市交通局協力会〕	非選定事業者
申請者の状況					
(1) 申請者の組織状況			15.0		
(2) 財務状況	5～△2	1	～ △6.0	2.0	7.0
(3) 同種業務の実施実績					
業務実施計画					
(1) 業務実施の基本計画					
(2) 人材確保の方法					
(3) 業務の監督内容					
(4) 業務従事者の配置及び労務管理	5～△2	項目別に 〔 1 1.5 2 4 のいずれか を設定	67.5 ～ △27.0	51.5	14.5
(5) 乗客サービス					
(6) 御意見・問い合わせへの対処					
(7) 安全・危機管理					
経済性					
(1) 委託料の額	5～△2	項目別に 1.5 又は 2 を設定	17.5 ～ △7.0	13.5	17.5
(2) 最低提案額からの乖離率					
合計			100.0 ～ △40.0	67.0	39.0
その他 〔受託者選定委員会が特に必要と 認める場合の加点・減点〕			10～ △10	△3.0	4.0
最終評価得点			110.0 ～ △50.0	64.0	43.0

3 今後の予定

令和3年度予算案を提案し議決いただいた後、令和3年4月1日に選定事業者（一般社団法人京都市交通局協力会）と委託契約を締結します。

【受託者選定委員会の審査内容】

審査項目		選定事業者 (一般社団法人京都市交通局協力会)	非選定事業者
申請者の状況	(1)申請者の組織状況	事業規模が非選定事業者と比較し小さい点で、非選定事業者の1つ下の評価とされた。	様々な業種において全国規模で事業を展開しており、安定している点が評価された。
	(2)財務状況	令和元年度までは安定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた直近の状況等を勘案すると安定しているとまでは言えない点で、非選定事業者より低い評価とされたが、今後5年間の財務状況の見通しについては、問題なく受託可能との評価であった。	各財務指標から見て問題はなく、安定した事業者であると評価された。
	(3)同種業務の実施実績	本市での駅職員業務が4年間である点を評価された。	他社局での駅職員業務が4年間である点を評価された。
	<評価のポイント>	非選定事業者は、組織状況及び財務状況ともに選定事業者より高評価であったが、選定事業者においても、今後5年間の収支見通しは問題なく受託可能と評価された。	
業務実施計画	(1)業務実施の基本計画	駅を安全・安心・快適に御利用いただくことを目指していくとともに、コンプライアンスの徹底に努め、これまでの受託経験を業務実施にいかしていく点を評価された。	輸送の安全確保及び公営交通としてのお客様サービスを基本方針としている点を評価された。
	(2)人材確保の方法	現行受託事業者の実績を基に、駅業務に十分精通している業務責任者や業務従事者を相当数配置することができ、運用面で本業務の履行が十分期待できる点を評価された。	駅業務に精通している職員や駅務経験のある職員を配置する具体的な方策が示されていない点が課題とされた。
	(3)業務の監督内容	業務責任者を、泊り勤務者2名配置し、更に日勤勤務者として上位職の職員を1名配置して、トラブルや異常時に柔軟に対応できる体制を評価された。	業務責任者を、泊り勤務者1名、日勤勤務者を2名配置する体制を評価された。
	(4)業務従事者の配置及び労務管理	業務従事者の配置について、交通局が必要としている各駅の人員数を配置し、出面数を確保するための方策が明示されている点が評価された。	業務従事者の配置について、8駅のうち6駅の配置人員数(出面数)が交通局が求める人員数より少ない内容での提案のため、駅務室の職員が車いすのお客様の乗降補助でホーム階に降りているときなどに、駅務室で警報が鳴ったり、運転指令や他駅から緊急の連絡があった場合、駅務室が無人となり、安全確保の点や迅速な対応ができない点が大きな課題とされた。

審査項目	選定事業者 (一般社団法人京都市交通局協力会)	非選定事業者	
業務実施計画	(5)乗客サービス	お客様サービス向上の研修及び資格取得の計画が示されているとともに、接客マナー等マニュアル類が具体的で分かりやすく、独自の業務知識向上の取組を実践される計画である点が評価された。	
	(6)御意見・問い合わせへの対処	お客様対応マニュアルが完備されているとともに、指導研修の体制が整っている点が評価された。	
	(7)安全・危機管理	駅で発生が想定される火災や事故及び機器故障を想定した危機・安全管理マニュアルを策定され、それに伴う訓練を計画している点が評価された。	
<評価のポイント>			
<p>選定事業者は、駅業務に十分精通している業務責任者や業務従事者を相当数配置し、交通局が必要としている各駅の配置人員数を確保するための方策が明示されている点が評価された。</p> <p>非選定事業者は、駅業務に精通している職員を配置する具体的な方策が示されておらず、配置人員数が交通局で必要と考える人員数より少ない内容であり、安全確保の点や、迅速な対応ができない点が大きな課題とされた。</p>			
経済性	(1)委託料の額	交通局の想定している駅の配置人員数を満たした積算での提案額であったが、非選定事業者より高かった。	交通局の想定している駅の配置人員数を満たしていない積算での提案額であり、安価であった。
	(2)最低提案額からの乖離率		
その他		昨年度の不祥事事案（松ヶ崎駅勤務の職員による回数券の窃取）について、交通局の処分内容は競争入札参加停止2箇月であった。「京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱」の要件では参加停止処分期間を案件に応じて1箇月、3箇月、6箇月、9箇月、12箇月の5段階を基準に設定していることから、受託者選定委員会の評価として、12箇月を最大の10点減点、1箇月を2点減点として換算し、競争入札参加停止2箇月の処分であることから、3点の減点とされた。	事故等緊急時における応援体制（各駅に非常ボタンを設置し、駅員が緊急時に操作すると、市内各地にいるグループ会社の職員が応援に駆け付ける体制）や、職員の安否確認システム（大規模災害時等に職員へ一斉メールを送信し安否確認を行うとともに出勤可能職員の把握を行う）の活用など、駅業務に直結するものではないが、提案内容が先進的であるとして加点された。

駅職員業務委託の現状について

地下鉄事業の経営健全化のため、平成19年度から、7駅（烏丸線2駅、東西線5駅）において地下鉄の駅職員業務の一部民間委託を開始しました。

その後、順次委託を拡大し、平成24年度には31駅中17駅を委託して現在に至っています。

(令和2年9月1日現在)

	委託駅	委託駅数	委託事業者
烏丸線	松ヶ崎、北山、鞍馬口、丸太町、五条、九条、十条、くいな橋	8駅	(一社)京都市交通局協力会 (平成28年度～令和2年度)
東西線	石田、小野、柳辻、東野、蹴上、東山、京都市役所前、二条城前、西大路御池	9駅	日本通運(株) (令和2年度～令和6年度)
合計		17駅	

